

平成24年10月26日

富士吉田市内、鳴沢村内及び富士河口湖町内で採取された野生きのこから  
基準値を超える放射性セシウムが検出されたことに伴う原子力災害特別措置法  
(平成11年法律第156号) 第20条第2項に基づく指示について

平成24年度特用林産物等の放射性物質検査計画により、平成24年10月23日及び25日に放射性物質検査を実施したところ、富士吉田市内、鳴沢村内及び富士河口湖町内で採取された野生きのこから、食品衛生法で定められた一般食品の放射性セシウム濃度の基準値100Bq(ベクレル)/kgを超過する放射性物質が検出されたことを受け、原子力災害対策本部長(内閣総理大臣)から指示がありました。

野生きのこを採取される方は、富士吉田市内、鳴沢村内及び富士河口湖町内で発生した野生きのこについて、当分の間、採取、出荷及び摂取を差し控えるようお願いいたします。

野生きのこを販売される方は、富士吉田市内、鳴沢村内及び富士河口湖町内で採取された野生きのこを扱わないようにしていただくとともに、富士吉田市内、鳴沢村内及び富士河口湖町内以外で採取された、野生きのこについては、産地を確認の上その旨の表示により流通させてください。

○ 検査結果(基準値を超えた結果)

品目	採取地点	核種別放射能濃度【Bq(ベクレル)/kg】					検査日
		放射性ヨウ素		放射性セシウム			
		検査結果	暫定規制値	検査結果	食品衛生法上の基準値	検出限界値	
ショウゲンジ	鳴沢村	不検出	2,000	<u>360</u>	100	—	10月23日
シロナメツムタケ	鳴沢村	不検出	2,000	<u>150</u>	100	—	10月23日
アカモミタケ	富士吉田市	不検出	2,000	<u>150</u>	100	—	10月25日
カヤタケ	富士吉田市	不検出	2,000	<u>140</u>	100	—	10月25日
キヌメリガサ	富士吉田市	不検出	2,000	<u>340</u>	100	—	10月25日
チャナメツムタケ	富士吉田市	不検出	2,000	<u>150</u>	100	—	10月25日
シロナメツムタケ	富士河口湖町	不検出	2,000	<u>160</u>	100	—	10月25日

※検査機関：山梨県衛生環境研究所

※「不検出」とは、検査機関の分析による検出限界値未満のことを示します。

【参考】(2012/4/1以降適用)

○食品衛生法上の基準値(放射性ヨウ素は暫定規制値)

放射性セシウム(一般食品)：100Bq/kg

放射性ヨウ素(野菜類)：2,000Bq/kg

※基準値は、食品衛生法で定められたもの。

問い合わせ先 山梨県森林環境部林業振興課

TEL：055-223-1652